

あかし教育懇話会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、50年後、100年後の明石を見据え、明石の将来を託す子どもを育てるため、子どもの学習環境及び条件その他明石の教育に関する諸課題について、現状把握や幅広い議論を行い、明石の教育施策の推進に役立てるため設置するあかし教育懇話会（以下「教育懇話会」という）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 教育懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市の子どもの学習環境及び条件。
- (2) 中長期的な視点からの明石の教育のあり方。
- (3) その他明石の教育の課題。

(組織等)

第3条 教育懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 教育懇話会に座長及び副座長1人を置き、委員の互選によって定める。

3 座長は、教育懇話会を総理し、会議を進行する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公益関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 公募市民

6 教育懇話会は、特別委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該案件に係る検討が終了するまでとする。

(会議の招集)

第5条 教育懇話会は、座長が招集する。

(定足数)

第6条 教育懇話会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(意見の聴取等の要求)

第7条 教育懇話会議は、その所掌事務を遂行するための必要があると認めるときは、教育委員会事務局及び関係部局の職員その他関係者に対し、意見の聴取、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開等)

第8条 教育懇話会の会議は、公開とする。ただし、座長は必要があると認めるときは、会議に諮り非公開とすることができる。

2 教育懇話会の議事の要旨は、次の各号に掲げるものを除き、公表する。

(1) その内容に非公開情報が含まれる場合

(2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第9条 教育懇話会の庶務は、政策部政策室及び教育委員会事務局総務課において共同で処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日（平成24年4月25日）から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、制定の日（平成24年7月31日）から施行する。

(経過措置等)

2. この要綱の施行の際、現に改正前のあかし教育会議設置要綱第3条の規定により委嘱されている副座長及び委員は、この要綱による改正後のあかし教育懇話会設置要綱第3条の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。